表馬淵川水系の項中馬淵川の「左岸　青森県八戸市大字櫛引字下川原二番地五地先櫛引橋下流端　右岸　同市大字八幡字下陣屋四十六番地一地先櫛引橋下流端」を「青森県八戸市大字櫛引字下河原二番の五地先の櫛引橋」に改める。

表五ヶ瀬川水系の項中

「

五ヶ瀬川	左岸	宮崎県延岡市貝の畑町二千四百十三番の一地先	九州地方整備局延岡河川国道事務所
	右岸	同市下三輪町千六百六十一番の二十五地先	宮崎地方気象台
大瀬川	五ヶ瀬川からの分派点		
	海	海	三ツ瀬

」を

「

五ヶ瀬川	左岸	宮崎県延岡市貝の畑町二千四百十三番の一地先	九州地方整備局延岡河川国道事務所
	右岸	同市下三輪町千六百六十一番の二十五地先	宮崎地方気象台
大瀬川	五ヶ瀬川からの分派点		
	海	海	三ツ瀬、松山

」に

改める。

○国土交通省告示第三百三十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川及び海岸）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

十勝川水系の項中帯広川の次に次のように加える。

支川		
浦幌十勝川	左岸	下頃辺川の合流点から海まで
	右岸	
支川		
浦幌川	左岸	北海道十勝郡浦幌町字生剛百三十六番地先から浦幌十勝川合流点まで
	右岸	同道同郡同町同字六番地先

十勝川水系の項の次に次のように加える。

日高胆振沿岸		北海道苫小牧市元町一丁目百四十三番南西角から同道白老郡白老町字北吉原百七十一番二南西角まで（同道白老郡白老町字石山十五番一南西角から同道同郡同町字萩野六十二番西角までを除く。）

岩木川水系の項中幹川の次に次のように加える。

支川		
旧大蜂川	左岸	青森県弘前市大字小友字宇田野六百五十八番地先の県道橋下流端から幹川合流点まで
	右岸	

同項中平川の「左岸　青森県弘前市大字撫牛子字橋本六百三十五番地先平川第一鉄道橋　右岸　同県南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳二十一番地六地先平川第一鉄道橋」を「青森県弘前市大字撫牛子字橋本六百三十五番地先のＪＲ奥羽本線平川第一鉄橋」に改め、次に次のように加える。

小支川		
土淵川	左岸	青森県弘前市大字大久保字宮本二百七十七番地先の国道橋下流端から平川合流点まで
	右岸	

馬淵川水系の項中幹川の「左岸　青森県八戸市大字櫛引字下川原二番地五地先櫛引橋　右岸　同県同市大字八幡字下陣屋四十六番地一地先櫛引橋」を「左岸　右岸　青森県八戸市大字櫛引字下河原二番の五地先の櫛引橋」に改める。

富山湾沿岸の項の次に次のように加える。

加越沿岸		石川県加賀市美岬町尼ゴジ一番一地先から同県白山市八田戌部七十八番地一地先まで（同県加賀市伊切町イ五十番四地先から同県小松市浜佐美ヌ百五十一番一地先まで、及び同県小松市安宅町タ百四十番二地先から同県能美市中町ム八十番四地先まで、及び同県能美市吉原釜屋町カ五番二地先から同県白山市美川永代町甲一番地先まで、及び同県白山市鹿島町ル二百番地先から同県同市徳光町二千十九番三地先までを除く。）

○国土交通省告示第三百三十三号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成十一年運輸省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

本則中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

表の五の項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同表の六の項を削り、同表の七の項を六の項とし、同表に次の一項を加える。

七	東京国際空港に着陸する航空機（国際航空に従事するものであって、貨物の運送を行うもの（国際貨物チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、貨物の運送を行うものをいう。以下同じ。）を除く。）に限る。）のうち事業計画（航空法第百条第二項第二号又は同法第百二十九条第二項の事業計画をいう。）において到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもの又は東京国際空港に着陸する航空機のうち国際貨物チャーター便であって東京空港事務所に提出した運航計画書において到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもの（第六項に掲げるものを除く。）	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間	使用料告示一㈣エの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。